

## 政令第百十四号

平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令

内閣は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第一項並びに児童手当法第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十一条第一項の拠出金率並

びに児童手当法第二十一条第一項の拠出金率は、合わせて千分の一・五とする。

#### 附 則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 理 由

平成二十四年度において平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法及び児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金の額の算定の基礎となる拠出金率を定める必要があるからである。